

## 秀明大学における公的研究費等に関する不正防止計画

秀明大学（以下「本学」という。）は、適切な公的研究費等の管理運営をはかり、不正使用等を防止するため、「秀明大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」（以下「不正行為の防止に関する規則」という。）第10条に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

### 1 公的研究費等の不正使用等防止に向けた管理運営体制の整備

「不正行為の防止に関する規則」に沿って、公的研究費等の不正使用等防止に向けた管理運営体制を整備・強化する。最高責任者、統括責任者、コンプライアンス推進責任者、監事及び内部監査部門（以下監査室）の責任体制を明確化した管理運営体制図等をホームページで公開し、学内外の周知徹底を図る。

### 2 不正使用等の防止に向けた具体的項目

#### （1）物品購入の事実確認

物品購入の事実確認については、「秀明大学研究費ハンドブック」の「直接経費使用の流れ」の項目の「物品購入」に沿って適正に処理し、不正の防止に努める。

#### （2）出張の事実確認

出張の事実確認については、「秀明大学科研費ハンドブック」の「旅費・交通費」に沿って、以下のとおり、適正に処理し、不正の防止に努める。

- ① 運賃・宿泊費に関しては、必ず領収書により確認する。
- ② 学会プログラム等の書類を添付させる。
- ③ 実際搭乗したことを確認するために航空チケットの半券を提出させる。

#### （3）謝金作業の事実確認

- ① 謝金作業の事実確認については、「秀明大学科研費ハンドブック」の「人件費」及び「謝金」に沿って適正に処理し、不正の防止に努める。
- ② 謝金事務の担当部署は、作業終了の押印時に又は不定期に、作業内容等について作業従事者から直接、作業事実の確認を行う。

#### （4）内部監査の実施

- ① 監査室は、防止計画推進部署（総務課）と連携を図り、定期的にルールに照らしての会計書類・財務情報に対する内部監査を実施する。
- ② 監査室は、監査の結果をまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、防止計画推進部署（総務課）及び監事と連携を図り、不正防止計画に反映させるとともに最高責任者に対して必要な措置を講じるよう求める。

#### （5）不正防止に関するコンプライアンス教育・啓発活動の実施

- ① 公的研究費等の不正使用等防止に向け、研究者の研究倫理意識の向上を図るとともに、専門的能力をもって事務職員が公的研究費等の適正な管理運営が行えるよう、コンプ

ライアンス教育・啓発活動を定期的実施する。実施計画は、別に定める。

② 秀明大学科研費ハンドブックを作成し、学内に周知することにより、コンプライアンス（法令遵守）の意識を徹底し、公的研究費等の不正使用等の防止を強化する。

③ 公的研究費の運営及び管理に関わる構成員より不正をしない誓約書の徴収を義務付ける。誓約書の内容は下記の事項を含むものとする。

ア 本学の規則等を遵守すること

イ 不正を行わないこと

ウ 規則等に違反して不正を行った場合は、本学や公的資金の配分機関からの処分及び法的な責任を負担すること

### 3 不正防止計画の見直し

この公的研究費等に関する不正防止計画は、公的研究費等の不正使用等の防止のため当面の課題を掲げたものであり、文部科学省等や他の研究機関における対応策等の情報の収集に努めるとともに、今後も継続的に見直しを行う。

秀明大学における公的研究費等の不正使用等防止に向けた管理運営体制図

